

アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)
ハラレ議定書(特許及び意匠)施行規則
ARIPO 運営委員会 2018 年 11 月 23 日改正

目次

- 規則 1 解釈
- 規則 2 登録簿;公報
- 規則 3 記録の閲覧
- 規則 4 特許情報の提供
- 規則 5 ARIPO 特許出願
- 規則 5 の 2 特許, 意匠及び実用新案の電子出願
- 規則 6 明細書
- 規則 6 の 2 微生物に関する特許出願
- 規則 7 クレーム
- 規則 7 の 2 遺伝子導入の植物及び動物に関する指針
- 規則 8 優先権の主張
- 規則 9 意匠登録の出願
- 規則 9 の 2 実用新案登録の出願
- 規則 10 出願;代理人の委任
- 規則 11 指定手数料
- 規則 12 手数料の分配
- 規則 13 出願の送付
- 規則 14 出願日
- 規則 15 形式要件の審査
- 規則 15 の 2 期間
- 規則 15 の 3 期間延長
- 規則 16 対応する出願, 特許又はその他の名称での保護に関する情報
- 規則 17 出願取下げ;指定国数の削減
- 規則 18 実体審査
- 規則 18 の 2 分割特許出願
- 規則 18 の 3 実用新案の実体審査
- 規則 18 の 4 意匠の実体審査
- 規則 19 国内出願への変更要求
- 規則 19 の 2 ARIPO の特許出願公開
- 規則 20 特許付与;登録及び公開
- 規則 21 年間維持手数料の納付
- 規則 21 の 2 限定請求に関する要件(付与後の修正)
- 規則 22 一般条項
- 規則 22 の 2 譲渡, 実施権及び他の同様な権利の登録
- 規則 23 国際出願
- 規則 24 権利回復の請求

- 附則 I 手数料
- 附則 II 様式(省略)
- 附則 III 国コード(省略)

規則 1 解釈

「実施細則」とは、ARIPO 事務局の長官が規則 2(5)に基づき定めた実施細則を意味する。

「出願」とは、議定書の規定に基づく特許付与又は実用新案若しくは意匠登録の出願を意味する。

「ARIPO 公報」とは、規則 2(4)に基づき ARIPO 事務局が発行する公報を意味する。

「ARIPO 事務局」とは、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の事務局を意味する。

「審判部」とは、議定書の第 4 条の 2 に基づき定められた審判部を意味する。

「ブダペスト条約」とは、1977 年ブダペストで調印された特許手続き上の微生物の寄託の国際承認に関する条約を意味する。

「締約国」とは、議定書を遵守する加盟国を意味する。

「寄託機関」とは、適宜、

(a) 微生物を受付、承認、保管し、かつ、それに関する試料を提供するという役目を果たし、及び、

(b) 上記の役目を果たす限りにおいて客観的かつ公平に業務を履行する機関を意味する。

「指定国」とは、規則 5(1) (f)に基づきなされる出願において指定された国を意味する。

「長官」とは、ARIPO の長官を意味する。

「施行規則」とは、文脈が異なる趣旨を指示している場合を除き、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の枠組内において特許及び意匠に関する議定書を実施するための規則を意味する。

「国際出願」とは、特許協力条約に基づき提出された特許出願を意味する。

「国際寄託当局」とは、ブダペスト条約第 7 条に従って国際寄託当局の地位を獲得した寄託機関を意味する。

「パリ条約」とは、修正された 1883 年 3 月 20 日の「工業所有権の保護に関するパリ条約」を意味する。

「特許協力条約」とは、当該条約に基づく当該規則及び実施細則を含む 1970 年 6 月 19 日ワシントンで調印された特許協力条約を意味する。

「議定書」とは、1982 年 12 月 10 日ジンバブエのハラレで採択されたアフリカ広域知的財産権機関 (ARIPO) の枠組内の特許及び意匠に関する議定書を意味する。

「実用新案」とは、議定書第 3 条の 3 に記載のとおりの意味とする。

規則 2 登録簿；公報

(1) ARIPO 事務局は、特許登録簿、実用新案登録簿及び意匠登録簿を維持する。各登録簿には、議定書に基づき付与されたすべての特許及び登録されたすべての実用新案及び意匠が各々記載され、かつ、本施行規則で指定される記録を含むものとする。

(2) 付与された特許の記録は、付与の順番に応じて、当該特許の控えを特許登録簿に挿入することにより完了するものとする。

(3) 付与された特許の記録以外の如何なる記録も、特許登録簿の各特許のために準備された頁に適切な見出しを付し、該当する事実又は文書を記録することにより完了するものとする。

(4) ARIPO 事務局は、議定書及び本施行規則に規定するすべての出願公開を掲載する公報を、少なくとも毎月発行するものとする。

(5) 削除

規則 3 記録の閲覧

(1) 何人も、下記(2)に従い、指定手数料の納付により、登録簿を参照又はそこから抄本控えを入手することができる。

(2) (a) APIPO 特許、実用新案、意匠の出願の出願に関するファイルであって、未だ公開されていないものは、出願人による書面の同意がない限り、閲覧に供さないものとし、また、その抄本は取得できないものとする。

(b) 特許の付与、実用新案登録又は意匠登録の以前であっても、ARIPO 事務局は、要請に応じて、以下の文献データを開示ものとする。

(i) 出願人の名称と住所及び代理人の名称と住所、

(ii) 出願件数、

(iii) 出願日及び、優先権が主張された場合は、優先日、先の出願番号、先の出願がなされた国、又は、広域出願又は国際出願の場合は当該出願がなされた国名及び当該出願がなされた事務局の名前、

(iv) 発明、実用新案又は意匠の名称、

(v) 出願書類に記載されている特許出願する権利及びライセンス契約に関する何らかの変更。

(c) 規則 17 に基づき出願が取下げられる場合は、出願を取り下げる者の承諾書がある場合に限り、当該出願に関する記録を閲覧することができる。また、その場合本条(b)は適用されない。

(3) 締約国裁判所又は当局による ARIPO 事務局の記録閲覧は、関連書類の控え又は関連登記抄本の規定に基づいて行うものとする。

規則 4 特許情報の提供

ARIPO 事務局は、要請に応じて、技術の導入、移転及び取得、現地における研究促進及び現地技術の創造を促進する目的で、ARIPO 加盟国及び潜在的加盟国内の特許情報利用者に特許情報を提供するものとする。

規則 5 ARIPO 特許出願

(1) 特許出願には以下を含むものとする。

(a) 願書、

(b) 明細書、

(c) 1 又は複数のクレーム、

(d) 1 又は複数の図面(必要に応じ)、

(e) 要約、

(f) 特許付与を求める締約国の指名;及び

(g) 特許出願が 1 又は 2 以上のヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列の開示を含んでいる場合は、その配列一覧。当該配列一覧は、WIPO スタンダード ST25 に適合する電子的方式によっても提出されるものとする。

(2)

(a) 願書は英語表記とし、出願書類に英語以外の表記がある場合は英語翻訳文を添付し、出願人又は願書の翻訳者は、当該翻訳文は、自らの知る限りにおいて出願の正確な記録であるという旨を陳述書の中で証明するものとする。

(b) 手数料に関する規則は、特に、手数料金額及びその納付方法について定めるものとする。

(3) 願書は印刷した書式を使用し、当該書式はARIPO事務局、ARIPOウェブサイト若しくはその他の電子媒体から及び締約国の産業財産権庁から入手できるものとする。

(4) (a) 印刷した書式で記載された願書には、以下の内容を全て含むリストが含まれるものとする。

(i) 出願を構成する総ページ数、及び、出願の各項目(願書、明細書、請求の範囲、図面、要約)それぞれのページ番号、

(ii) 出願に、委任状、優先権書類、指定手数料の領収書又は指定手数料支払の誓約書が添付されているかどうかに関わらず、当該特許及びその他の書類に関する出願人の権利を正当化する供述(チェックリストに明記)、

(iii) 要約を公開する時は、出願人が最も詳細と考える図面番号を添付するものとする。

(b) リストは出願人が記載するものとし、それができない場合はARIPO事務局が記入し、必要な注釈をつけるものとする。

(5) 出願人が署名しなければならない出願請求は以下を含むものとする。

(a) 印刷された書式で記入される請願書、

(b) 簡潔な発明の名称(2語から7語が好ましい)、

(c) 正確な名称、住所(該当する場合は、電報及びテレックスの宛名、電話及びテレックスの宛名、電話番号)及び出願人の国籍、出願人の住居又は主たる事業所のある国名。個人名は、氏と名を記載し、氏の後に名を記す。法人名は正式名称で記載する。住所は、指定された住所で速達郵便が通常配達される住所とする。また、当該住所には、家屋番号を含め関係する行政単位のすべてを記載するものとする。

(d) 該当する場合は、出願代理人の名称、住所及び事業所(記載方法は上記(c)と同じ)、

(e) 出願人が発明者の場合はその旨の供述、出願人が発明者でない場合は当該特許に対する出願人の権利の根拠を明記した供述並びに発明者の名称住所、

(f) 該当する場合は、優先権の宣言。

規則5の2 特許、意匠及び実用新案の電子出願

(1) 特許、意匠及び実用新案の出願は、電子的様式又は電子的手段による提出及び処理が認められるものとする。ただし、ARIPO事務局又は他の全ての加盟国事務局が紙面出願を許容することを条件とする。

(2) 本規則は、実施細則に特別な規定があるときはそれに従うことを条件とし、電子的様式又は電子的手段によって行われる全ての出願に準用する。

(3) 実施細則は、出願及び、その全部又は一部が電子的様式又は電子的手段によって提出される出願の処理に関する条件及び要件を定めるものとする。それには、下記事項が含まれるが、それには限定されない。受領の確認、出願日の認定に関する手続、(書類等の)物質的要件及び要件の不遵守による帰結、文書の署名、文書の真正性を確認する方法、事務局及び加盟国官庁と連絡をする当事者及び出願人を確認する方法

- (4) 加盟国は、電子的様式又は電子的手段によって提出される ARIPO 特許出願を受理する又は処理する義務を負わないものとするが、ただし、その加盟国が施行細則の適用規定に従い、受理又は処理する用意があることを ARIPO 事務局に通知しているときは、この限りでない。(5) ARIPO 事務局に対して(4)による通知をした加盟国は、施行細則の適用要件を満たしている電子的様式又は電子的手段で提出される出願を拒絶することができない。
- (6) 規則 5 の 2 は、全ての ARIPO 出願に関する他の連絡書類に準用する。

規則 6 明細書

- (1) 明細書は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (a) まず始めに願書に含まれる発明の名称を記述する。
- (b) 当該発明に関係する技術分野を明記する。
- (c) 出願人の知る限りにおいて、当該発明の理解、調査及び審査に有用であるとみなされる背景技術を示す。また、係る技術を示す書類を引用することが望ましい。
- (d) 当該発明をわかり易い用語で開示し、もしあれば、背景技術に言及して発明の効果を記述する。
- (e) 図面のデータは、もしあれば、簡潔に記述する。
- (f) 当該発明を実施するに当たり、出願人が考えうるベストモードを明記する。また、必要に応じて例証を明記し、もしあれば、図面に言及する。
- (g) 当該発明の明細書又はその性質上、態様が明らかでない場合は、当該発明の産業上利用可能な方法並びに製造及び使用方法、又は、もし使用のみの場合は、その使用方法を明示するものとする。
- (2) 当該発明の性質上、異なる方法又は指示の方がわかり易く、かつ、より簡潔な提示になる場合を除いては、本条に明示された方法及び指示に従うものとする。

規則 6 の 2 微生物に関する特許出願

規則 6 の 2. 1. 出願

- (1) 発明を実施するために微生物の使用を必要とする特許の出願に含まれる発明の明細書について、
- (a) 特許出願日に当該微生物が一般に入手できず、かつ、
- (b) 当該発明に係る技術の専門家が実施できる形で願書に記述できない場合は、以下の場合に限り当該発明は開示されているとみなす。
- (i) 当該出願日までに、微生物の培養物が国際寄託機関に保管され、
- (ii) 当該寄託機関の名前、当該培養物の寄託日及び当該寄託についての受託番号が出願に記載されている場合。なお、規則 6 の 2.4. に基づく新規寄託の場合は、出願人又は権利者は当該条項に基づき新たに寄託するものとする。
- (2) 上記(1)(b)(ii)に規定する情報が提出された出願に含まれていない場合は、当該情報は、ARIPO 事務局に対し次のいずれか早い時期に提出するものとする。
- (a) 出願日から 16 ヶ月以内又は優先権が主張される場合は優先日以降、
- (b) ARIPO 事務局が、規則 3 に基づく当該出願に関わる情報及び閲覧の要求を受けた場合は、事務局から出願人への当該要求受領の旨の通知から 1 ヶ月以内。

(3) 上記(1)(b)(ii)に規定する情報を提出するという事は、ARIPO 事務局の証明書を受け取り次第、その都度に、当該培養物が寄託され利用可能になることに對し、出願人が受託機関に、無条件かつ取り消し不能の同意を与えたことを意味するものであり、当該培養物を利用することができ、寄託機関に正当な要求ができる者として指名された者に対し、事務局が分譲することを認めるものである。

(4) 上記(1)の特許出願には、当該微生物の寄託に關し根拠となる国際的合意について如何なるものであれ記載するものとする。

規則 6 の 2. 2. 培養物の提供

(1) 寄託された培養物は、ARIPO 事務局の特許出願の公開日以降は、請求する者に対し、また、係る日の前に規則 3 に基づき資料閲覧権を有する者に対し、提供されるものとする。当該提供は、下記(3)の規定に従って、請求する者（以下「請求人」という。）に對する微生物の試料の交付という形で実施されるが、当該交付は、当該請求人が特許出願人又は権利者に対して次の内容を保証する場合に限るものとする。

(a) 寄託された培養物又はそれから派生するいずれの培養物も、当該特許出願が拒絶又は取下げられる若しくは取下げとみなされる前、又は、特許が付与された場合は特許の期間満了前には、いかなる第三者に對しても提供しない旨。

(b) 特許出願が拒絶、取下げ若しくは取下げとみなされる、又は、当該特許付与が公開される日まで、寄託された培養物又はそれに派生するいずれの培養物も実験のためにのみ使用する旨。なお、本条項は、請求人が強制ライセンスに基づき当該培養物を使用している場合には適用されない。

(2) 上記(1)の目的において、派生培養物とは、当該発明の実施に必要不可欠な当該寄託培養物の特性を依然として示すような当該微生物の培養物をいう。(1)に規定する保証は特許手続きに必要な派生培養物の寄託を妨げるものではない。

(3) (1)にある請求は、ARIPO 事務局所定の様式で ARIPO 事務局に提出するものとする。

ARIPO 事務局は、所定の様式に則り、微生物の寄託に言及した特許出願がなされ、請求人又は請求人に指名された専門家が微生物の試料の提供を受ける権限を有することを証明するものとする。

(4) ARIPO 事務局は、上記(3)にある証明書と共に、当該請求を、寄託機関、特許の出願人又は権利者に送付するものとする。

(5) ARIPO 長官は、本条の目的において認められる寄託機関の一覧を特許公報に公開するものとする。

規則 6 の 2. 3. 専門家への培養物の提供

(1) 出願人は、規則 6 の 2.2 に規定する培養物の提供が、ARIPO 事務局に特許付与されるまで、又は、当該出願が拒絶又は取下げ若しくは取下げとみなされる日までに、請求人に指名された専門家に試料を交付することにより実施される旨、特許公開日までに ARIPO 事務局に伝えてもよい。

(2) 以下のような者が専門家として指名される。

(a) 請求人が、請求時に、指名には出願人の承諾があるという証拠を、請求人が提供することができれば、如何なる自然人でもよい。

(b) ARIPO 長官が専門家と認める自然人。

(3) 当該指名には、規則 6 の 2.2(1)に規定するように、出願人に対する専門家の保証を添付するものとする。この場合、請求者は、第三者とみなされる。

規則 6 の 2. 4. 微生物の新規寄託

(1) 次の理由により、微生物が保管されていた寄託機関から規則 6 の 2.1. に従って寄託された微生物を提供できなくなる場合、寄託者が、寄託機関から提供中断の通知を受けてから 3 ヶ月以内に、最初に寄託したと同じ微生物を新たに寄託し、新規寄託の日より 4 ヶ月以内に出願又は ARIPO 特許の番号を記載して、寄託機関が提供した寄託物の領収書の控えを ARIPO 事務局に送付すれば、提供は中断されなかったものとみなす。

(a) 係る微生物がもはや生存していない場合、

(b) 寄託機関が何らかの理由で試料を提供できない場合で、規則 6 の 2 において継続的に試料を提供できると認定された別の寄託機関に当該微生物が送付されていなかった場合。

(2) 上記(1)(a)の場合は、最初の寄託物を保管した寄託機関に新規の寄託物を保管しなければならない、上記(1)(b)の場合は、規則 6 の 2 において認定された別の寄託機関に保管してもよい。

(3) 最初の寄託物を保管した寄託機関が、全体として又は寄託した微生物に属する微生物の種に関して、規則 6 の 2 の出願目的に適切な機関として認定されなくなる場合、又は寄託機関が一時的に若しくは限定的に休止するために寄託された微生物に関して係る機能の履行ができず、(1)に規定する寄託機関からの通知が当該出来事から 6 ヶ月以内に届かない場合は、(1)にいう 3 ヶ月間とは、ARIPO 事務局の特許公報に、本出来事が発表された日から数えて 3 ヶ月間とする。

(4) いかなる新規寄託も、新規寄託の微生物は最初に寄託した微生物と同じであることを明示し、寄託者の署名を入れた陳述書を添付するものとする。

規則 7 クレーム

(1) 請求の範囲は発明の技術的特徴から見て保護されるべき事項を定義するものとする。請求の範囲は明確、簡潔で、明細書によって裏づけられていなければならない。クレームの数は、発明の性質を考慮し、合理的なものとし、クレームが複数ある場合は、クレームに連続するアラビア数字を付すものとする。また、必要に応じて、クレームには以下のものが含まれるものとする。

(a) 後述される発明の定義に必要な発明の技術的特徴を含むとともに、先行技術の一部であることも示す陳述、及び、

(b) 「～にある特徴」、「～によって特徴付けられる」、「～内に改良を含む」、又はその他同様の趣旨の言葉に続く特徴を示す部分は、上記(a)に記載されている特徴と共に当該技術的特徴を簡潔に説明し、保護されるのが望ましいものとする。

(2) クレームは、必要不可欠な場合を除き、発明の技術的特性に関しては、明細書又は図面の言及に頼ってはならないものとする。特に、クレームは、「～明細の一部に記載のように」、又は「係る図面のデータに説明されているように」といった言及に依存してはならないものとする。

(3) 医薬用途又は用途に関するクレームは、審査の目的から、次に掲げる標準的な表現を使

って草案を作成するものとする。

(a) 第一医学用途と見なされるクレーム

(i) X(薬品/薬剤)を含むY(病気)の予防法/治療のための医薬組成物。

(ii) Xを含む医薬組成物。

(iii) Yの治療のために化合物Xを薬品/薬剤として使用する。

(iv) Xを使用して医薬組成物を製造する(適応症はクレームに記載されないことに注意)。

(v) 鎮痛剤として使用される化合物X。

(vi) 病気Yを治療する化合物X。

(vii) 病気Yの治療に使用するための、Xを含む化合物A(組成物Aは遺伝的に決定することができる)。

(viii) 化合物Xを含む薬剤。

(ix) 薬剤の準備にXを使用する。

(b) 第二医学的適応と見なされるクレーム

(i) Yの治療のため、薬剤/医薬組成物の製造/準備にXを使用する。

(ii) 化合物Xは薬剤の主要有効成分として使用されるという特徴を持つ病気Yの治療のための薬剤準備工程。

(4) (a) 1又は2以上の他のクレームの全ての特徴を含むクレームは(従属形式のクレーム、以下、「従属クレーム」という。)、可能な場合には、最初に、上記の他のクレームを引用することによって、そのようにしなければならない。また、その後、クレームする追加の特徴を述べなければならない。2以上の他のクレームを引用する従属クレーム(「多項従属クレーム」)は択一的形式のみによって、当該クレームを引用しなければならない。多項従属クレームは他の多項従属クレームの基礎とすることはできない。

(b) 発明の基本的特徴を述べるクレームは、その後、その発明の具体的実現に関する1又は2以上のクレームを続けることができる。

(c) クレーム(複数)は、求める保護範囲を理解するのに役立つような最も論理的方法で集約しなければならない。

(5) 1群の発明がARIPO特許出願においてクレームされる場合は、議定書第2条の2、1(a)の規定による単一性の要件は、それらの発明の間に、1又は2以上の同一又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的關係がある場合に限り、充たされるものとする。「特別な技術的特徴」という表現は、全体として考えられる、クレームされている発明の各々が先行技術に優越していることを明確にする技術的特徴を意味するものとする。

(6) 1群の発明が単一の一般的発明概念を形成するように連結されているか否かの決定は、それらの発明が別個のクレームとして、又は単一のクレームの中の代替的なものとしてクレームされているか否かを考慮することなく行うものとする。

(7) 議定書第2条の2(1)(a)に影響を及ぼさないものとするが、ARIPO特許出願は同一分野(生産物、方法、装置又は使用)において2以上の独立クレームを含むことができる。ただし、出願の主題が下記の1を含んでいる場合に限る。

(a) 複数の関連生産物

(b) 生産物又は装置の異種の使用

(c) 特定の問題についての代替的解決方法。ただし、それらの代替的方法を単一のクレームに含めるのが不適當な場合に限る。

(8) ARIPO 特許出願が引用符号を含め、図面を含んでいる場合は、クレームに記載されている技術的特徴は、それらの特徴に関連する引用符号を括弧に入れて使用して記述を続けることが望ましいが、その使用によってクレームの理解可能性が増進することを条件とする。

規則7の2 遺伝子導入の植物及び動物に関する指針

規則7の2. 1. 定義

本施行規則の適用上、

(a) 「生物学的材料」は、遺伝子情報を含んでおり、それ自体で、又は生物学的装置によって増殖可能な材料を意味する。

(b) 「微生物学的方法」は、微生物学的材料を伴っている、基礎としている、又はそれを生じさせる方法を意味する。

(c) 「生物工学的発明」は、発明であって、生物学的材料によって構成されている、若しくはそれを含んでいる生産物、又は生物学的材料を生産、処理若しくは使用する方法に係る発明を意味する。

(d) 「遺伝子工学」は、遺伝子組み換え、細胞融合などを処理する技術を意味する。遺伝子工学に関する発明は、遺伝子、DNA の断片、ベクター（遺伝子を運び込むもの）、組み替えベクター、物質転換体、ポリペプチド、又はタンパク質、融合細胞、モノクロナル抗体などに関する発明を含む。

(e) 「植物品種」は、既知の最低種類の、単一の植物学的分類名に属する植物群であって、その1群が植物品種権の付与を受ける条件を完全に満たしているか否かに拘わらず、下記条件を満たしているものを意味する。

(i) それに係る遺伝子型、又はそれらの組み合わせから発生する特徴の表現によって定義することができること、

(ii) 上記特徴の少なくとも1についての表現によって他の植物群から識別することができること、

(iii) 増殖及び変更の適性に関して単一体として考慮することができること

(f) 植物又は動物を生産する方法は、それが交配又は淘汰等の自然現象のみによって構成されている場合は、本質的に植物学的なものである。

規則7の2. 2. 特許を受けることができる生物工学的発明

下記事項に関する生物学上の発明は特許を受けることができるものとする。

(i) 自然環境から分離されている、又は技術的方法によって生産される「生物学的材料」。それが以前には自然界において生じていた場合も同様とする。

(ii) 「植物又は動物」。ただし、発明の実現可能性が特定の植物品種又は動物品種に限定されていないことを条件とする。

(iii) 「微生物学的又はそれ以外の技術的方法」、又は当該方法によって得られる、植物品種又は動物品種でない生産物

規則7の2. 3. 生物工学的発明の特許性についての例外

生物工学的発明であって、特に下記事項に関するものについては、ARIPO特許は付与されないものとする。

- (i) 人のクローンを造る方法
- (ii) 人の生殖細胞系列の遺伝的同一性を変更する方法
- (iii) 産業用又は商業用目的での人の胚細胞の使用
- (iv) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって、人間又は動物にとっての実質的医療の利益を与えることなく、動物に苦痛をもたらす虞のある方法、及びその方法によって得られる動物
- (v) 動物の胚性肝細胞、種々の形成及び発展段階にある動物、例えば、動物品種のカテゴリーに属する生殖細胞、精精子、胚等
- (vi) 単一の植物、及びその繁殖材料（例えば、種子等）であって、その植物種のカテゴリーに属する光合成によって、水、カーボンディオキサイド、ミネラルソルト、その他の無機物質からカーボンハイドロイド、たんぱく質を合成することによって、その生命を維持しているもの
- (vii) 発明であって、実際の適用可能性を持っていない、換言すれば容易には再現できないもの
- (viii) 種々の形成及び発展段階にある人体、及び遺伝子の系列又は部分的系列を含む、その要素の1についての単純な発見は特許性のある発明を構成しないものとする。

規則8 優先権の主張

(1) 出願書は、一つ又は複数の指定国について、パリ条約に規定するとおり、出願人又は承継人がパリ条約のいずれかの加盟国又は世界貿易機関(WTO)の加盟国において行った一つ又は複数の先の国内出願又は広域若しくは国際出願に基づく優先権を主張する宣言を包含することができる。なお、宣言には、以下を明示するものとする。

- (i) 先の出願の先願日、
- (ii) (2)に関する、先の出願の番号、
- (iii) 先の出願をした国の名前、先の出願が広域、又は、国際出願の場合は、出願を受付けた一つ又は複数の国の名前、及び、
- (iv) 先の出願が広域、又は、国際出願の場合は、出願を受付けた当該事務局。

(2) 優先権の主張はARIPO特許出願の時に行われることが望ましい。ただし、その主張は特許、実用新案に関しては、主張する最先の優先日から16月、並びに意匠に関しては、10月の間に行うことができる。

(3) (1)にいう宣言書を提出する場合に、最先の出願の番号が分かっているときは、その番号は宣言書を含んでいる出願が行われた日から3月以内に提出しなければならない。(旧の(2))

(4) 出願人は、主張する最先の優先日から16月以内に優先権宣言書を訂正することができる。又は、訂正が主張する最先の優先日に変更をもたらす場合は、訂正後の最先の優先日の内、最初に16月期間が満了する優先日から16月以内に訂正することができる。ただし、当該訂正書を提出できるのは、ARIPO特許出願について認定された出願日から4月期間が満了するまでとする。意匠の場合は、適用期間は10月とする。

(5) 出願人は、宣言を含む出願の提出から3月以内に、出願を受付けた当該事務局が正確であると証明した先の出願の写しを提出するものとする。

(6) 当該先の出願が英語以外の言語で作成されている場合、出願人は、宣言を含む出願の出願日から6月以内に英語の翻訳文を提出するものとする。

(7) 本条に規定する要件が満たされない場合、当該宣言は拒否されるものとする。

規則9 意匠登録の出願

(1) 意匠登録の出願は、下記事項を含んでいなければならない。

(a) 願書、

(b) 意匠の複製、

(c) 登録請求する意匠に関する締約国の指定;及び所定の手数料の納付を条件とする。

(2) 特許出願に関する規則、特に本規則の規則5(2)から(5)5まで、規則5の2、規則8、規則10から15の3まで、規則17、規則18の2、及び規則19から規則21までは、議定書第4条に基づいて行われる意匠の登録出願に準用する。

規則9の2 実用新案登録の出願

特許出願に関する規則、特に本施行規則の規則5から8及び20は、必要に応じて、議定書第3条の3に基づき提出される実用新案登録の出願に適用されるものとする。

規則10 出願;代理人の委任

(1) 如何なる出願も、規則11に従い、ARIPO事務局又は締約国の産業財産権庁に行うことができる。

(2) 出願人の代理人委任は、出願人が発行及び署名し、出願と併に提出又は出願提出後2月以内に提出される委任状により証明されるものとする。

規則11 指定手数料

(1) 出願に関する手数料及び係る手数料の金額は、本施行規則に添付される手数料に関する附則及び実施細則に規定するものとする。

(2) (3)に従い、手数料はドル通貨で直接ARIPO事務局に納付するものとする。なお、出願人は、ARIPO事務局又は締約国の産業財産権庁への出願日から21日以内にARIPO事務局に手数料を納付するという保証に署名し、出願とともに提出するものとする。

(3) (a) 上記(2)に関わらず、出願人が出願を提出した締約国の国民の場合は、産業財産権庁は、

(i) 指定手数料は、実勢公定レート換算で同等の現地通貨での支払いに応じることができ、

(ii) ARIPO事務局に対し、当該手数料の金額をARIPO勘定からの引き落としにするよう請求することができる。

(b) 出願人の国籍に関して、本条項の適用については、ARIPO事務局は、締約国の産業財産権庁の意思決定に拘束されるものとする。

規則12 手数料の分配

(1) ARIPO事務局と締約国との間の手数料分配は以下のように行われるものとする。

- (a) 出願料の 5%は出願を受付けた締約国に分配され、95%は ARIPO 事務局に分配されるものとする。
 - (b) 指定手数料の 50%は各指定国に分配され、50%は ARIPO 事務局に分配されるものとする。
 - (c) 年間維持手数料の 50%は指定国に分配され、50%は ARIPO 事務局に分配されるものとする。
- (2) 締約国に分配される手数料は締約国の便宜上、ARIPO 事務局が保管する、又は要望があれば、ARIPO 事務局から締約国に送金するものとする。

規則 13 出願の送付

締約国の産業財産権庁に出願が提出される場合、当該庁は次に掲げる行為を行う。

- (i) 当該出願書の文面が規則 5(1) (a), (b) 及び(c)の要件を満たしていることを確認する。
- (ii) 手数料に関する保証が提出されたか、又は、係る手数料が納付され、それに対して領収書が発行されたかを確認する。
- (iii) 出願を構成する資料の各々に、実際の受領日、正しい番号及び公印を記す。
- (iv) 出願の受領証を、出願人の代理人に提供する。
- (v) 出願を構成するすべての書類を直ちに ARIPO 事務局に送付する。

規則 14 出願日

- (1) ARIPO 事務局は、出願書の文面が規則 5(1) (a), (b) 及び(c)の要件を満たしていることを条件として、出願を受付けた ARIPO 事務局又は締約国の産業財産権庁が、出願を受領した日を出願日と認めることとする。出願を受付けた ARIPO 事務局締約国の産業財産権庁が出願を受領した日に出願の文面が規則 5(1) (a), (b) 及び(c)の要件を満たしていない場合は、ARIPO 事務局は、出願書の文面が、規則 5(1) (a), (b) 及び(c)の要件を満たした日を出願日と認めるものとする。
- (2) ARIPO 事務局は、各指定国の出願人及び産業財産権庁に対し、出願日を通知するものとする。

規則 15 形式要件の審査

- (1) ARIPO 事務局は、出願を受け取り次第、当該出願が、議定書の第 3 条(1)、第 3 条の(3) 及び第 4 条(1)、本施行規則の規則 5, 6, 6 の 2, 7, 8, 10 及び 11、及び実施細則の要件を満たしているか審査し、所定の手数料が納付されたか確認するものとする。
- (2) ARIPO 事務局は、当該出願が上記要件を満たさないことが明らかになった場合、出願人に対し 2 月以内に出願を訂正するよう要請するものとする。
- (3) 上記(2)に規定する要請に出願人が応ぜず、ARIPO 事務局が議定書第 3 条(2) (b)に基づいて出願を拒絶する場合は、出願人は、議定書第 3 条(4)に従い、ARIPO 事務局に対し、その決定についての再審査を、請求する根拠を示して、2 ヶ月以内に書面にて請求することができる。

規則 15 の 2 期間

- (1) 議定書第 3 条(4)に定める、出願人が ARIPO 事務局に係る事柄の再審査を請求できる指

定期間は、当該事務局が出願拒絶の決定を通知した日から2ヶ月以内とする。

(2) 出願人は、当該事務局の係る決定の通知を受けた日から3ヶ月以内に、当該事務局の決定に対する異議申立てを、審判部に提出することができる。

規則15の3 期間延長

(1) 長官は、下記条件が満たされている場合には、期間を延長することができる。

(a) 特許の出願人又は所有者が長官に対してその旨の請求をしていること、

(b) その請求が、規則の関連要件を満たしていること、

(2) 1の請求書において2以上の請求がある場合は、個々の請求は所定の手数料の納付を必要とする。

(3) 延長期間は3月を超えてはならない。

規則16 対応する外国出願、特許又はその他の名称での保護に関する情報

(1) ARIPO事務局で処理される出願において請求されているのと同じ又は本質的に同じ発明に関して、ARIPO事務局の要請において、当該要請の指定期間内に、出願人は、出願人が国内の産業財産権庁又は広域産業財産権庁に提出した特許又はその他の名称での保護に関する出願(「外国出願」)についての日付と番号を提出するものとする。

(2)(a) ARIPO事務局の要請により、当該要請にて指定された期間内に、出願人は、(1)に規定する外国特許の一つに関して、以下の書類を提出するものとする。

(i) 外国出願に関して実施された何らかの調査又は審査の結果に関して、出願人が受け取った通信の写し。

(ii) 外国出願に基づいて付与された特許又はその他の名称での保護に関する何らかの写し。

(iii) 外国出願の拒絶又は外国出願で請求された当該特許権の付与の拒絶に関する最終決定に関する写し。

(b) 出願人は、ARIPO事務局の要請により、(a)に規定する外国出願に基づき付与された当該特許又はその他の名称での保護を無効にする最終決定に関する写しを提出するものとする。

(3) 出願人は、ARIPO事務局の要請により、(2)に規定する外国出願以外の外国出願については、以下の書類を提出するものとする。

(i) 外国出願に関して実施された調査又は審査の結果に関して当該出願人が受け取った通信の写し、及びその中に記載されている先行技術を立証する特許公開又はその他書類の写し。

(ii) 外国出願の拒絶又は外国出願で請求された特許権の付与の拒絶に関する最終決定に関する写し。

(4) 本条に基づき提出される書類は、ARIPO事務局で処理される出願又は当該出願に基づいて付与された特許においてクレームされた当該発明の、新規性及び進歩性の判断を容易にすることのみを目的とする。

(5) 当該出願人は、本条に基づき提出される書類に関して意見を述べる権利を有するものとする。

規則 17 出願取下げ；指定国数の削減

出願人は、係属中の間であればいつでも、書面による宣言を ARIPO 事務局に提出することにより出願の取下げ又は指定国の削減を行うことができる。

規則 18 実体審査

- (1)
 - (a) 議定書の第 3 条(3)に基づく請求を行うため、出願人は特許出願についての審査請求を、その出願日から 3 年が経過するまでに行うことができる。
 - (b) 分割出願に関しては、審査請求の提出期間は分割出願の提出から 6 月とする。
 - (c) 審査請求は、審査手数料が納付されたときに提出されたものとみなす。所定期間内に請求がされない場合は、その出願は消滅するものとする。
 - (d) 議定書第 3 条(3)の規定による審査のために、ARIPO 事務局は実施細則に定められている当局に、出願書類を、関連する全ての書類を添えて、送付することができる。
- (2) 調査報告及び審査報告は、ARIPO 事務局又は(1)に言及される当局によって作成され、出願の審査結果を含むものとする。
- (3) ARIPO 事務局は、(2)に言及される調査及び審査報告の結果を充分考慮した上で、議定書の第 3 条(3)に規定された要件を満たしていないという結論に達したときは、その旨を出願人に通告し、指定期間内に当該出願人の意見と、必要であれば、議定書の第 3 条(4)に従い再審査の請求とともに補正された出願をするよう、出願人に通知するものとする。
- (4) ARIPO 事務局は、調査報告及び審査報告の結果を充分考慮した上で、議定書の第 3 条(5)に従い特許付与を決定する場合、当該決定につき、係る決定の根拠となる調査報告及び審査報告の写しを添付して、出願人及び該当する産業財産権庁に通知し、各指定国の国民に開示するものとする。また、ARIPO 事務局は、出願人に対し、事務局が指定する期間内に、特許付与及び公告に係る手数料を納めるよう要請するものとする。
- (5) 議定書の第 3 条(6)に規定する指定国による通報は、指定国の代理として産業財産権庁が行うものとする。
- (6) ARIPO 事務局は、指定国による通報があった場合には、受領から 2 週間以内に当該通報の写しを出願人に送付するものとする。
- (7) 上記(1)の規定に拘わらず、出願人は適切な様式で作成された請求書を提出し、当該請求が実体審査請求を含む方式要件を満たしていることを条件として、事務局に実体審査が下記の時間枠に従った優先的方法によって行われるようにすることができる。
 - (a) 実施細則に定めた、出願の迅速/早期審査請求時点から生じる期間内に、特許可能性についての決定をさせるための出願の迅速/早期審査請求。ただし、下記事項を条件とする。
 - (i) 出願が単一発明に関するものであること及び/又は出願人が、審査部門が最初に特定されている発明のみを考慮して最終的審査を行うことに同意すること
 - (ii) 出願人が、審査部門が求める全ての解明に対して迅速に応答することを約束すること
 - (iii) その出願が放棄させられ、審査の結論前に回復されていないこと
 - (iv) 事務局が、ARIPO 出願ファイルのクレームと範囲において同等であるか、狭小である、対応するクレームに関して行われた容認可能な最低限の文献を基にする調査報告書を閲覧できること
 - (b) 規則 18(1)(a)の規定を超える、最長 1 年の実体審査開始の延期。下記事項を条件とす

る。

- (i) 実体審査請求が規則 18(1)(a) に定める期限までに提出されていること
 - (ii) 上記請求書に添えて、長官に事情を疎明する説明書が提出されていること
 - (iii) その出願が、年次手数料の不納を理由として消滅しないこと
- (c) 事務局はその請求を承認し、審査工程を(a)及び(b)に示している通りに変更し、かつ、当該請求の受領に関して下記の指示の何れかを行う。
- (i) 出願人に対し、審査工程変更のための手数料を納付するよう指示する。
 - (ii) 概要する理由により、審査時間枠における修正は、理由の概要とともに、可能でないことを示す。
- 審査工程修正請求は、その手数料全額が納付されない限り、考慮されないものとする。

規則 18 の 2 分割特許出願

- (1) 出願人は係属中の先の ARIPO 特許出願に関する分割出願を提出することができる。
- (2) 分割出願は、先の出願に係る手続言語によって提出しなければならない。後者(分割出願)が ARIPO 事務局の公式言語でない場合は、分割出願は先の出願に係る手続言語によって提出することができる：先の出願に関する手続言語への翻訳文は、分割出願の提出時から 2 月以内に提出しなければならない。
- (3) 分割出願は、ARIPO 事務局に提出しなければならない。

規則 18 の 3 実用新案の実体審査

- (1) 規則 18 の一般性から逸脱するものではないが、既に先の出願または先の優先権の効果を享受した出願に基づく発明特許又は実用新案登録の対象となっている場合は、どの実用新案も登録されえない。
- (2) 議定書の締約国の管轄内における新規性及び産業上の利用可能性は、実用新案に対して適用されるものとする。

規則 18 の 4 意匠の実体審査

意匠の実体審査は、個々の指定国の国内法に従って行われるものとする。

規則 19 国内出願への変更請求

- (1) 議定書の第 3 条(8)又は第 3 条の 3(9)に従ってなされる出願が一つ又は複数の指定国の国内法に基づく出願として扱うべきとする出願人の請求は、ARIPO 事務局が再審査の請求を拒絶した日から 3 月以内に提出することができ、かつ、特許付与又は実用新案登録の手続きを希望する指定国を特定するものとする。
- (2) ARIPO 事務局は、当該請求を受領してから 2 週間以内に、当該出願及び全ての関連書類の写しを、出願人の指定する指定国の産業財産権庁に送付するものとする。

規則 19 の 2 ARIPO の特許出願公開

- (1) ARIPO 特許出願は、出願日から 18 ヶ月の後、又は優先権が主張された場合は、当該優先権の日から 18 ヶ月の後に、直ちに公開されるものとする。
- (2) 上記規則 19 の 2 (1)における優先権を主張する出願の場合は、18 ヶ月とは、最初の出

願日から数えるものとし、及び、出願に二つ又はそれ以上の優先権主張を伴う場合は、当該期間は最先の優先権日から数えるものとする。

規則 20 特許付与；登録及び公開

(1) 議定書の第 3 条(6)に規定する 6 ヶ月の期間満了後、特許付与及び公開に係る手数料の納付がなされれば、ARIPO 事務局は、議定書第 3 条(7)に基づき、次に掲げる行為を行う。

- (a) 特許を付与する。
 - (b) 当該特許付与を ARIPO 公報にて公開する。
 - (c) 特許登録簿に特許を記録する。
 - (d) 出願人に、当該特許の特許証及び当該特許の写しを発行する。
 - (e) 当該特許が付与される各指定国に、当該特許の特許証及び写しを送付する。
- (2) ARIPO 公報にて公開される特許付与に関する記載は以下の事項含むものとする。
- (a) 当該特許番号、
 - (b) 特許保有者の名称及び住所、
 - (c) 発明者の名称及び住所、
 - (d) 出願人の代理人の名称及び住所、
 - (e) 出願日、
 - (f) 優先権が主張され及び係る主張が受領された場合は、当該優先権に関する陳述書、優先日、及び先の出願がなされた又は出願が効力を有する一つ若しくは複数の国の名前、
 - (g) 特許付与が発効する日、
 - (h) 当該発明の名称
 - (i) 要約、
 - (j) 図面がある場合は、最も詳細な説明図、
 - (k) 国際特許分類の記号、
- (1) 当該特許付与が効力を有する締約国。
- (3) ARIPO 長官が署名する特許証には以下の事項を含むものとする。
- (a) 特許番号、
 - (b) 特許保有者の名称及び住所、
 - (c) 出願日及びあれば優先日、
 - (d) 特許付与が発効する日、
 - (e) 発明の名称、
 - (f) 当該特許付与が効力を有する締約国。

規則 21 年間維持手数料の納付

(1) 議定書第 3 条(11)、第 3 条の 3(10)及び第 4 条(6)に基づき納付すべき年間維持手数料額は、料金に関する附則に規定する。

(2) 年間維持手数料は、出願の提出日から 1 年が経過した日の前夜が毎年納付期日となるので、ARIPO 事務局にはそれ以前に納付するものとする。

(3) 規定の割増金の納付に関して、年間維持手数料の納付については、6 月間の猶予期間が許されるものとする。

(4) 年間維持手数料が本条に基づいて納付されない場合は、当該出願は取下げられた、又は

当該特許の権利は消滅するものとみなす。

(5) ARIPO 事務局は、特許登録簿に失効特許を記録し、ARIPO 公報により当該失効の通知を公表するものとする。

規則 21 の 2 限定請求に関する要件(付与後の修正)

(1) ARIPO 特許又は実用新案の限定請求は書面で提出しなければならない。

請求書は下記事項を含んでいなければならない。

(a) 規則 5(5)の規定による、ARIPO 特許又は実用新案の所有者であって、当該請求をする者(請求人)の詳細及び請求者である特許所有者が所属している締約国の指示

(b) 請求する限定の対象である特許の番号

(c) 修正後のクレーム及び、該当する場合は、修正後の明細書及び図面の完全な書面

(d) 請求人が代理人を指名している場合は、規則 5(5)に規定されている形での、代理人に関する詳細。

規則 22 一般条項

(1) 議定書及び規則に関する事項について、ARIPO 事務局と締約国の産業財産権庁との間の通信は、書留郵便にて又はその他の安全な電子通信手段にて直接行われるものとする。

(2) 議定書及び本施行規則に関する事項について、ARIPO 事務局と裁判所又は締約国のその他の当局との間の通信は、当該締約国の産業財産権庁を通して行われ、上記(1)が適用される。

(3) 国内法が、特許、実用新案、又は意匠に関する許諾、譲渡、及びその他の同様な権利登録について規定する指定国の産業財産権庁は、議定書に基づき許諾、登録、又は出願される特許、実用新案又は意匠に関する係る権利が登録されれば直ちに、係る登録の詳細を ARIPO 事務局に通知するものとする。

(4) ARIPO 事務局は、規則 22(3)に基づいてなされるすべての通知を登録簿に記録するものとする。

(5) ARIPO 事務局は、実施細則に規定する手順に従い、国内法で係る登録が規定されていない指定国に関して、議定書に基づき付与され、登録又は出願された特許、実用新案又は意匠に関する譲渡、実施権、及びその他の同様な権利を登録するものとする。

(6) 長官は、本施行規則の適用対象である事項を処理し、かつ、議定書及び本施行規則の規定に抵触しない実施細則を設定するものとする。

(7) 実施細則は下記事項について定めるものとする。

(a) ARIPO 事務局に対する手続において遵守されるべき期間であるが、議定書に定められていないもの

(b) 期間計算の方法及び期間延長を可能にする条件、並びに

(c) ARIPO 事務局が決定する期間の最少及び最大

規則 22 の 2 譲渡、実施権及び他の同様な権利の登録

(1) 規則 22(3)及び(5)の適用から逸脱することなく、付与又は登録された特許、意匠又は実用新案の譲渡は、特許登録簿、意匠登録簿又は実用新案登録簿に登録される。いずれかの利害関係者が申請する場合は、移転が発生したことを ARIPO 事務局に納得させる書類の作成を

もって登録されるものとする。

(2) 指定手数料が納付されるまでは登録の申請が完了されたとはみなされない。ARIPO 事務局は、本条(1)に定める条件を満たすことができない場合に限り、申請を拒絶することができる。

(3) 譲渡は、本条(1)に規定する書類が ARIPO 事務局に対して作成された時及び範囲内でのみ ARIPO 事務局に対して効力を有するものとする。

(4) 本条の(1)から(3)は、必要な変更を加えて、実施権又はその他の同様な権利の登録に適用されるものとする。

(5) (4)に規定する登録は、いずれかの利害関係人が指定手数料の納付をもって申請した時に取り消される。当該申請には、実施権又はその他の同様な権利が消滅したことを立証する書類によって、又は実施権者若しくはその他の同様な権利の保有者が当該登録の取消に合意する旨の宣言によって裏付けられるものとする。取消を求める申請は、これらの条件が満たされなかった場合に限り拒絶することができる。

規則 23 国際出願

(1) 特許協力条約に基づき、ARIPO 事務局を受理官庁として ARIPO 事務局に国際出願がなされる場合、

(a) 特許協力条約規則の規則 14 に規定する送付手数料は、本施行規則に添付されている料金表に規定するとおりとする。

(b) 特許協力条約にも拘束される締約国の産業財産権庁に対しては、出願人を代表する権利を有する弁護士又は弁理士が、出願人の代理人となることができる。

(2) 国際出願において、特許協力条約にも拘束される締約国が、議定書の規定に基づき特許取得の目的で指定された場合、出願人は、特許協力条約の第 22 条又は第 39 条(1)(a)に適用される期間内に以下を実施するものとする。

(a) 国際出願が英語以外の言語で出願された場合は、当該国際特許の英語翻訳を ARIPO 事務局に提出する。

(b) 料金表に定められているとおり、以下の手数料を、ARIPO 事務局に納付するものとする。

(i) 出願料、

(ii) 指定国ごとの指定手数料、

(iii) 議定書第 3 条の 2(6)(ii)に定める納付期限のきた年間維持手数料。

(c) 出願人の通常の居所又は主たる営業所が、特許協力条約にも拘束される締約国の国内にない場合は、当該締約国において産業財産権庁に対して出願人の代理となる権利を有する弁護士又は代理人を、当該出願人を代理する者として指名する。

(3) 特許協力条約の第 2 条(xiii)の下、指定官庁となる ARIPO 事務局への国際出願のために作成される国際調査報告書は、本施行規則 18(2)の目的において、考慮されるものとする。

(4) 特許協力条約の第 2 条(xiv)に基づき、ARIPO 事務局が選択官庁となる国際出願のために作成された国際予備審査報告書は、本施行規則 18(2)の目的において、考慮されるものとする。

規則 24 権利回復の請求

(1) 議定書第 5 条の 2(1)の規定による権利回復請求は書面をもって、期間不遵守の事由が除

去されてから2月以内、かつ、遅くとも、不遵守が生じた期間が満了してから1年以内に提出しなければならない。ただし、議定書第2条(8)において規定されている期間に関する権利回復請求は、その期間の終了から2月以内に提出するものとする。権利回復請求は、所定の手数料が納付されるまでは、提出されたとはみなさない。

(2) 請求書は、その根拠とする理由を記述し、また、それが依拠する事実を説明しなければならない。遺漏が生じた手続は、(1)による請求書提出期間内に完了させなければならない。

(3) 請求書は、回復手数料の納付があった場合に限り、提出されたとみなすものとする。

附則 1 手数料

特許

	手数料の種類	金額(US ドル又は規則 11 (3) (a) が適用される場合は、その同等額)
	出願料	
1.	(a) 紙出願	290
	(b) 電子出願(20%縮減を含む)	232
2.	指定国当たりの指定料	85
3.	審査報告料	300
4.	調査報告料	300
5.	特許公開料又は特許再公開料	350
6.	30 頁から 100 頁までの追加頁 1 頁当たりの割増金	20
	101 頁以降の追加頁 1 頁当たりの割増金	30
7.	請求の範囲数 10 を超える 1 請求の範囲当たりの割増金	50
8.	特許付与料	350
9.	各指定国に関して年間維持手数料	
	1 年記念日(提出日から数えて 2 年目)	50
	2 年記念日	70
	3 年記念日	90
	4 年記念日	110
	5 年記念日	130
	6 年記念日	150
	7 年記念日	170
	8 年記念日	190
	9 年記念日	210
	10 年記念日	230
	11 年記念日	250
	12 年記念日	270
	13 年記念日	290
	14 年記念日	310
	15 年記念日	330
	以降は各指定国当たり毎年更に US50 ドルずつ追加	
10.	年間維持手数料延納に対する割増金	100
	及び、維持手数料未払いの各月又はその端数期間につき	50
11.	誤記の訂正：	
	誤記訂正(最初の誤記)	20
	最初の誤記訂正以後のその他の誤記訂正	50
	誤記以外の訂正	100
12.	登録簿参照	10
13.	登録簿抄本又は記録の写しに対する請求:1 頁当たり	5
14.	ARIPO 特許出願又は ARIPO 特許付与の証明書(30 頁まで),	100
	証明書 31 頁からそれ以後の頁の追加 1 ページ当たり	5
15.	ARIPO 特許/特許出願の優先権書類の請求	100
16.	特許協力条約(PCT)に基づき受理事務局である ARIPO 事務局	50

	に提出される国際出願の送付料	
17.	要約準備	100
18.	国内特許出願から ARIPO 出願への変更	100
19.	ARIPO 特許出願から国内出願への変更	100
20.	ARIPO 特許出願から実用新案出願への変更	100
21.	ARIPO 実用新案から ARIPO 特許出願への変更	300
22.	登録された詳細の譲渡, 送付, 変更の登録	100
23.	延長請求	100(1 請求当たり)
	同一事項の第 2 回延長請求	200
	同一事項の第 3 回延長請求	400
	同一事項の第 4 回以上の延長請求	400(1 請求当たり)
24.	請求手数料(資格, 有効性, 運用の自由等)	100
25.	代理人の変更	100
26.	紛失したか又は破棄された証明書の再交付請求	100
27.	権利の回復:	
	31 月後に PCT 出願の国内移行を行った場合	100
	期限の不遵守により消滅した出願 及び, 手数料未払いの各月又はその端数期間につき	100 50
28.	限定請求/付与後の修正請求	300
29.	クレーム, 明細書及び図面の自発補正	200
30.	迅速審査請求/審査の延期手数料	700

実用新案

	手数料の種類	金額(US ドル又は規則 11(3) (a)が適用される場合は, その同等額)
1.	出願料	
	(a) 紙出願	100
	(b) 電子出願(20%縮減を含む)	80
2.	指定料(一国当たり)	20
3.	登録及び公開手数料	50
4.	再公開手数料	20
5.	維持手数料(各指定国当たり)	
	1 年目	20
	2 年目	25
	3 年目	30
	4 年目	35
	5 年目	40
	6 年目	45
	7 年目	50
	以降一年毎	10
6.	年間維持手数料支払遅延に対する割増金	30
	維持手数料未払いの各月毎又はその端数期間につき	5
7.	証明書写しページ当たり	2
	及び 10 ページを超える 1 ページ当たり	1
8.	優先権書類の請求	20
9.	登録簿の参照	2

	及び 10 ページを超える 1 ページ当たり	1
10.	誤記の訂正	
	最初の誤記	20
	追加の誤記(全て)	30
	誤記以外の訂正	30
11.	登録簿への登録の証明書	20
12.	国内出願への変更	50
13.	ARIPO 実用新案出願の国内出願への変更	300
14.	登録詳細, 指定国削減等の譲渡, 送付, 変更に関する登録 10 ページを超える 1 ページ当たり US1 ドル	30
15.	如何なる期間延長請求	10(1 回の延長)
16.	資格調査手数料	10
17.	代理人の変更	50
18.	紛失したか又は破棄された証明書の再交付請求	50
19.	権利の回復:	
	31 月後に PCT 出願の国内移行を行った場合	30
	期限の不遵守により消滅した出願	30
	及び, 手数料未払いの各月又はその端数期間につき	5

意匠

	手数料の種類	金額(US ドル又は規則 11(3)(a)が適用される場合は, その同等額)
1.	出願料	
	(a) 紙出願	50
	(b) 電子出願(20%縮減を含む)	40
2.	指定国当たりの指定料	10
3.	登録及び公報料	75
4.	各指定国に関する年間維持手数料	
	1 年記念日	10
	2 年記念日	12
	3 年記念日	14
	4 年記念日	16
	5 年記念日	18
	6 年記念日	20
	7 年記念日	24
	8 年記念日	28
	9 年記念日	32
5.	年間維持手数料延納に対する割増金	15
	年間維持手数料未払いの各月又はその端数期間につき	2
6.	証明書写し 1 ページ当たり	2
	及び 10 頁を超える 1 ページ当たり	1
7.	登録簿の参照	2
	及び 10 ページを超える 1 ページ当たり	1
8.	誤記の訂正(1 請求当たり)	
	最初の誤記	10

	2回目以降の全ての追加の誤記	20
9.	登録簿への登録に関する証明書 10頁を超える1ページ当たり	10 1
10.	国内出願への変更	50
11.	登録詳細の譲渡, 送付, 変更の登録	20
12.	如何なる期間延長請求	50(1回の延長)
13.	資格調査手数料(資格, 有効性, 運用の自由等)	50
14.	代理人の変更	50
15.	ARIPO出願の優先権書類の請求	20
16.	紛失したか又は破棄された証明書の再交付請求	50
17.	権利の回復: 消滅した出願 及び, 手数料未払いの各月又はその端数期間につき	15 2

附則 II 様式 (省略)

附則 III 国コード (省略)